

12/21 早稲

コロナ禍で住まいを失い、生活保護を求める人に一部の自治体が無料低額宿泊所(無宿)への入居を申請条件にしている。無宿には「貧困ビジネス」と指摘される施設が多い。直ちにやめるべきだ。

2020・12・21

# 論説

## 生活保護の増加

# 貧困ビジネス切り離せ

コロナ禍による雇用情勢悪化に伴い、生活保護の申請が増えている。厚生労働省によると、四月の申請数は前年同月比で24.8%増だった。その後、各種の生活支援でも落ち着いたが、コロナの第2波到来で再び解雇、雇い止めが増え、年末年始に急増する気配だ。住まいを失った人ひとが生活保護を申請する際、ハードルとなるのが無宿だ。一部の自治体が入居を申請条件にしているためだ。

無宿は「生活福祉法」(旧民間施設法、全国に五百七十カ所)同省調( )による。良心的な施設もあるが、劣悪な環境で粗末な食事しか与えず、入居者から生活保護費を搾取する「貧困ビジネス」の面影となっているケースが多い。

なせ、一部の自治体が無宿を条件とするのか。自治体側は受給者の生活状況を把握しなくてはならないが、無宿不足から無宿に任せがちなのは一因だ。また、困難者の支援団体からは「財政負担を減らすため、施設の劣悪さから申請を締めさせる」「水際作戦」に使っている」と指摘する声も強い。

生活保護は「アパートなどで暮らす居宅保護が原則で、生活保護法は本人の意思に反して施設に入所させることが禁じている。それゆえ、一部の自治体の申請条件は原則から逸脱し、違法でもある。大厚労省は九月に各都道府県などに対して「申請権の侵害または侵害として認められるような行為は」として、無宿入居を条件化してはならないと通達している。しかし、支援団体などは「通知後も状況は改善されず、さらには」と指摘している。

かつて生活保護バスケットが縁の遠くで、菅義偉首相は「自助」を強調した。しかし、生活保護は憲法「五十八条」健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」に基づいて保障された。生活保護基準を7回引き上げ、実態に生活保護費を支給している世帯は「割増にすぎない。

国は無宿入居を申請条件にせざるべきだ。空き家利用など住居の供給にも一段を力を入れるべきだ。生活保護は「最後のセーフティーネット」だ。コロナ禍の厳冬期にその土台を固めたい。